

商工第17号
令和2年4月13日

一般社団法人岩手県工業クラブ 会長 様

岩手県商工労働観光部長

知事メッセージについて（令和2年4月12日）

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、政府が、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を4月11日に見直し、緊急事態措置の対象となった7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）以外の道府県にも、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛要請」を拡大したことを受け、今般、県民の皆様に向けて、これまでお願いしてきた「三密」の回避や、手洗い、咳エチケットの励行に加え、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を控えるよう、強くお願ひする知事メッセージを発出しました。

つきましては、貴会におかれましても、このメッセージの趣旨を踏まえ、引き続き、感染拡大の防止に御尽力いただくとともに、会員の皆様への周知について、御協力下さいますよう、よろしくお願ひいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

知事メッセージ（令和2年4月12日）

政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を見直し、緊急事態措置の対象となった特定都道府県（7都府県）以外の道府県にも、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛要請」を拡大することを決定しました。

岩手県としても、感染未確認という状況ではありますが、政府の決定を踏まえ、これまでお願いしてきた「三密」の回避や、手洗いや咳エチケットの励行に加え、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を控えるよう、強くお願ひいたします。